

別記様式第1号(第四関係)

坂瀬川地区活性化計画

広島県神石高原町

平成29年9月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	坂瀬川地区活性化計画
都道府県名	広島県
市町村名	神石高原町
地区名(※1)	坂瀬川
計画期間(※2)	平成29～31年度

目 標 : (※3)

町の東の玄関口である道の駅さんわ182ステーションのリニューアルを図ることで、都市との地域間交流を促進し、神石高原産である農林産物のブランド化と販売増加、地区の農林業振興と活性化が進むものと期待される。そのため、施設一体を整備することで、都市住民との交流による地域活性化を図る。

・平成32年度を目標年度として①から②の目標を達成する。①地域産物の販売額を計画期間前3年間累計の789,594千円から計画期間の累計1,050,000千円(増加率32.9%)に増加させる。②交流人口を、計画期間前3年間累計の79万6千人から計画期間の累計96万1千人(増加率20.7%)に増加させる。

目標設定の考え方

地区の概要:

神石高原町は、平成16年11月に旧油木町、神石町、豊松村、三和町の4町村が合併して誕生した。広島県東部の標高約500mの中国山地に位置し、北は庄原市、南は福山市、東は岡山県、西は府中市に隣接しており、面積は381.98km²となっている。町の人口は、昭和30年頃までは3万人以上であったが、高度経済成長期より減少を続け、昭和45年には2万人を割り込み、急速な人口減少となった。その後も年5%程度の減少を続け、平成27年には1万人を割り込むこととなった。

主要産業は農業であり、特に寒暖の差を活かした糖度の高いトマトやぶどうの栽培が盛んであり、町も振興作物として強気に振興している。また古くから畜産業が盛んであり、「神石牛」ブランドとして和牛生産にも力を入れている。

その中で、当該地区である「坂瀬川」については、町の最南端に位置し、国道182号がこの地区を縦断しており、特に福山市方面からの町の玄関口として重要な地区となっている。また、旧三和町時代に整備された町内唯一の道の駅である「さんわ182ステーション」は、産直施設を併設し、町内はもとより、町外からの多くの来場者の憩いの場、休憩の場として人気を博し、町の特産品等の販売や観光施設のPR等、現在も町玄関口の重要な役割を果たしている。

現状と課題

道の駅さんわ182ステーションは、神石高原町の東の玄関口であり町外からの来場者も多く神石高原町を代表する施設である。特に町内の農産物を販売している直売施設は、標高500mの神石高原町の寒暖の差が生む、新鮮で美味しい高原野菜を求めて休日には多くの来場者が訪れる。平成23年には、町内初となるコンビニエンスストアや田舎料理が堪能できるバイキングレストランもオープンし、相乗効果で、平成25年度には販売額・来客数ともに最高となった。しかし、平成26年度に尾道松江線の全線開通や、平成27年に国道182号線の崖崩落による通行止め等の影響もあり、販売額・来客数とも右肩下がりがとなっている。また、近隣では新しい道の駅がオープンし利用しやすく設計してあるため賑わっているが、さんわ182ステーションの施設は老朽化が進み増築等を繰り返しているため、利用者にとって利用しにくい構造となっていて、本来道の駅として必要な休憩できる場所もない。夏場は避暑地として神石高原町を訪れる観光客が多いが、冬場は農産物の出荷も少なく、目玉となるようなお土産も無いため観光客が少ないのが現状である。

今後の展開方向等(※4)

神石高原町の東の玄関口である道の駅さんわ182ステーションのリニューアルは、駅のない本町にとって道の駅が元気になることがまちづくりにもなると考える。野菜以外の新名物を生み出すため、新商品を開発し、ここでしか買えない商品を年間を通して提供する。また、野菜のみを販売するのではなく、付加価値を付けるような商品の開発や勉強会を行い、生産者の所得向上を図る。来客者の目的の多くは、農産物の購入だが、増築をして見渡せない売場で、高齢者には手の届かない3段の棚等の問題点があるため、商品が見えやすく、回遊しやすい売場へと整備する。地の魅力を生かした精米体験やこんにやくづくり体験等のプログラムを用意し更に魅力ある場所に変える。町外からの来客だけでなく、町民にも利用され愛される場所となるよう、町内初のコインランドリーを設置し、ランドリーカフェを併設した交流の場を提供する。道の駅の機能として必要な、休憩場所を設置し情報発信も強化することによって、道の駅を目的地としてここを拠点に町内の観光地へ誘導する仕組みづくりを整えたいと考える。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
神石高原町	坂瀬川地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	神石高原町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

坂瀬川地区(広島県神石高原町)	区域面積(※2)	1541ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の面積は、1541haであり、その内の農林地面積は1476haで95%を占め、48%以上が農林業従事者であることから、当該地域において農林業が重要な事業である。 【(農林業従事者434人)/(全就業者904人)≒48%】 (農業センサス及び農林業経営体調査による)		
②法第3条第2号関係: 既存施設のリニューアルを行うことにより、今以上に都市からの入込客数を増加させ、都市部との交流人口、農業販売額を増加させることにより、町内全域に渡る農業生産者の所得の向上が図られる。また、町の玄関口である当該施設において町内の情報発信基地として、町内観光施設や特産品の紹介を行うことにより、町外からの訪問者を広く町内全域に誘導させ、周辺地域の活性化も図ることができる。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	氏名	住所	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別		市民農園施設 種別(※3)
					権利の種類(※1)	氏名				住所	権利の種類(※1)			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画終了年度の翌年度には、目標に掲げた都市住民との交流人口を計画期間の3年間の累計として96万1千人に増加させることの達成状況について検証を行う。また、あわせて地域産物の販売額の増加を関係機関の決算状況により検証する。なお、具体的には、神石高原町が道の駅さんわ182ステーションの事業報告書、決算報告等の実績数値を基に評価を行う。